

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

雲南市立掛合中学校

1 はじめに

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であるという認識のもと、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、その第1条では、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、いじめ問題は社会全体で取り組み、対処しなければならない問題であることが謳われている。

学校においては、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者や関係者との連携を図りながら、全教職員でいじめの防止と早期発見の取組に力を入れていく。また、いじめが疑われる場合には、組織的に適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめ防止のための重点施策

- 1 社会性や豊かな情操を育むための全教育活動を通じた人権教育・道徳教育の推進
- 2 コミュニケーション能力を培うための言語活動の充実
- 3 自己有用感や自己肯定感を育むための授業づくり、集団づくりの推進

3 基本的な方針

○いじめの定義「いじめ防止対策推進法」より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

☆全教職員が共働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む

○いじめ防止に関する措置（未然防止）

- ①管理職及び生徒指導主事、学年主任を中心としたいじめ防止対策委員会を設置し、いじめ防止に対する具体的マニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。
 - ア いじめ防止対策委員会において、生徒や保護者アンケート等を毎学期作成し、アンケート等実施の後分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ② 生徒指導主事・教育相談担当が教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - ア 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の職員会議を開催しながら教育相談担当を中心に、SCと連携し、教職員全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

イ 教育相談や教育支援の実施に併せ、相談窓口を整備し、生徒・保護者に周知等することにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連絡・協働して生徒を見守る体制を整える。

③ いじめ防止のための校内研修を行い、教師一人一人が自己研鑽し、いじめ防止に対処する。

④ 生徒会を中心に生徒が主体的に仲間づくり等を行い、いじめの防止に努める。

ア 生徒会による人権集会や生徒会朝礼で縦割りのグループワークを行い、望ましい集団づくりに努める。

⑤ 学校教育活動実践での取組

ア 生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、特別の教科道徳の時間を中心として全教育活動において、心の教育を推進する。また、生徒に基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫する。特別な支援の必要な生徒、配慮の必要な生徒に対しては、全教職員間での情報共有を常に図り、見守る。問題行動の指導に当たっては、焦らず、諦めず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかな指導、支援を行う。

ウ 雲南市の「夢」発見プログラムをもとに、「夢発見ウィーク（職場体験）」「地域課題解決学習」等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成・社会形成能力」「課題対応能力」「自己理解・自己管理能力」「キャリアプランニング能力」等の育成を図る。

エ SNS、インターネットの使用について、いじめの被害、加害者とならないように呼び掛けや指導を行う。また、保護者へも協力を依頼する。

⑥ 保護者や地域社会、各学校（小学校、高等学校）と連携し、いじめ防止に努める。

ア 保護者会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解し協力していただき、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

イ 小学校や高等学校との情報交換等の連携を密にし、予防や対応に役立てる。

⑦ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する評価項目を入れ、学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

○ いじめに対する措置（いじめ発生時）

① いじめられた生徒への対応

ア 生徒や保護者のアンケート等から、いじめと確認した場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心としたいじめ対策協議会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をとる。

ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、再発防止に努める。

エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員で支援組織を構築し、解決に向けた支援を行う。

オ 養護教諭やSC及び医師等と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。

- カ 緊急避難として欠席した場合は、学習保障のためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。
- ② いじめた生徒、集団への対応
 - ア 事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
 - イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- ③ 学校としての取組
 - ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
 - ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校を目指す。

○いじめ解消の判断

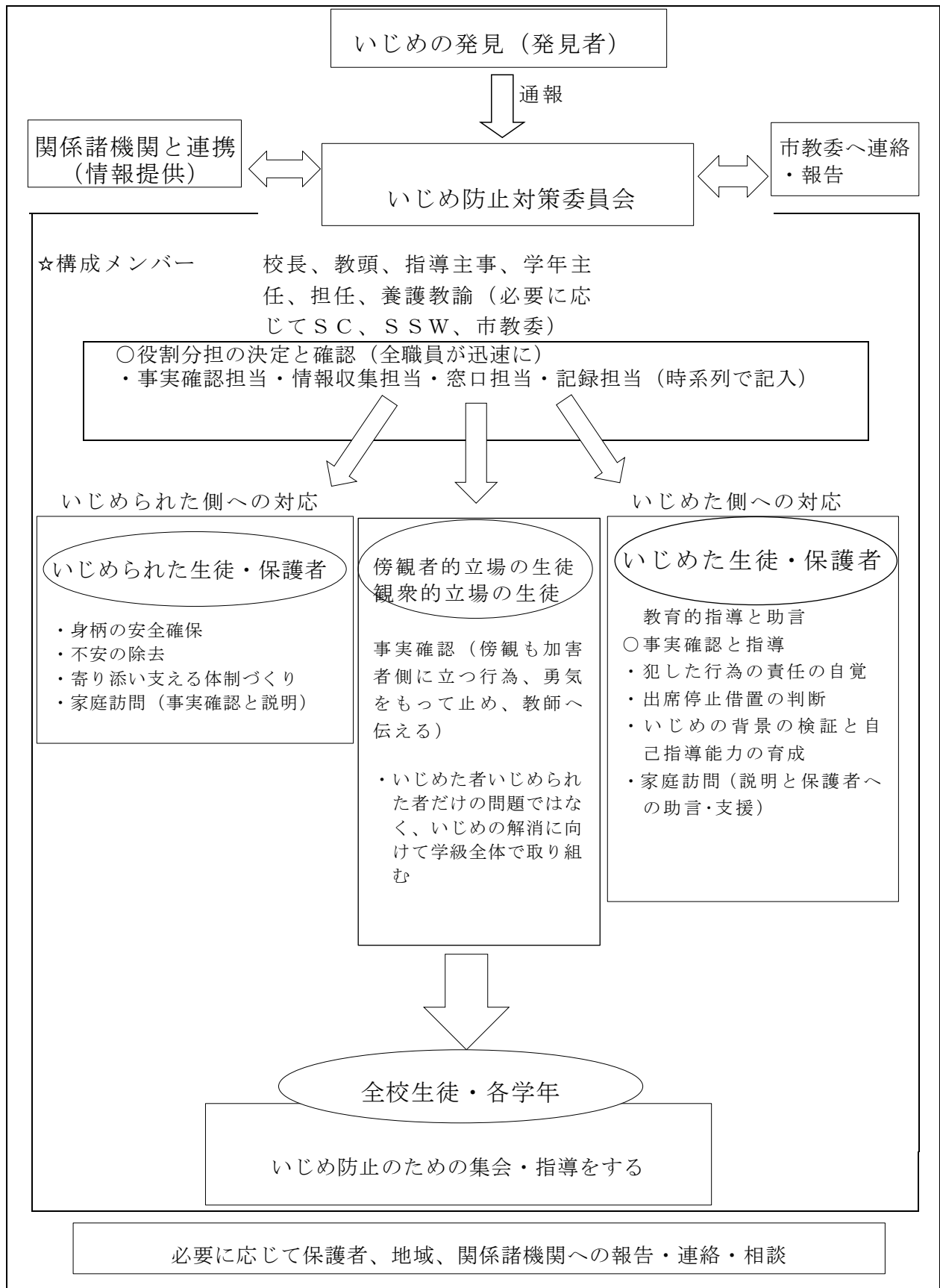
少なくとも次の2つの要件が満たされている状態をもって、いじめ解消されている状態であると判断する。

- ア 注意深く見守りを続ける中で、相当期間(3か月間) いじめに係る行為が止んでいること。
- イ 面談や家庭訪問等により、生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認されること。

○いじめに対する措置（重大事態発生時）

- ① 重大事態とは
 - ア 生徒が自死を企図した場合
 - イ 生徒に精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - エ 生徒が金銭等に重大な被害を被った場合
 - オ いじめにより「相当の期間(30日)」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ② 重大事態の報告
 - ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態の調査
 - ア 重大事態が生じた場合は、市教委、SC、SSW等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
 - ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

4 いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめの解消 (継続して情報交換・援助)
 事後観察・支援の継続 (日常観察・SC等との連携)
 学校評価 (取組の分析、改善)